

障害福祉サービス事業所等の指定更新手続きに関するQ & A
(平成24年6月29日)

問1 指定期限満了に伴う指定更新の際し、申請書の様式は？

(答)

- 新たに示した指定更新用様式で申請することとなる。

問2 指定更新用の様式で申請できるのは、どのような事業所等か？

(答)

- 指定更新の際し、その指定の内容（定員、人員、運営）に変更が無い事業所等である。

問3 指定を受けた後に変更届等を提出している場合は、どのような取扱いとなるのか？

(答)

- 指定を受けた後に生じた指定内容の変更について、法令及び告示等に基づき変更届や体制届など県に届出ていれば、指定の内容に変更がないものとみなして指定更新用の様式で申請する取扱いとなる。

問4 今回の指定更新の際し、指定の内容（定員、人員、運営）を変更しようと考えているが、この場合の手続きはどうなるのか？

(答)

- 指定の内容を変更する場合は、指定更新用様式で申請できない。通常の指定申請書で申請する必要がある。申請内容が詳細であること、その内容及び手続きについて早急に当課と相談する必要がある。また、基準適合認定も必要となることから、管轄する福祉事務所とその内容及び手続きについて相談する必要がある。

問5 平成18年10月1日に指定を受けた後に他のサービス事業の指定を受け多機能型事業所となった場合は、今回の指定更新の手続きは必要か？

(答)

- 指定を受けた後にサービス事業を追加し多機能型事業所となった場合は、当初の指定に対しサービス事業を追加する変更指定となっている。このため、指定期間は当初指定日から起算していることから、問4の場合は、平成24年9月30日に指定期間満了日を迎えることから、今回の指定更新の手続きが必要である。

問6 旧法施設が平成18年10月1日に短期入所の指定を先行して受けていた。その後、平成24年4月1日までに障害者支援施設に新体系移行した場合、今回の指定更新の手続きは必要か？

(答)

- 指定期間は、短期入所と障害者支援施設それぞれ別に起算している。問6の場合、短期入所は平成24年9月30日に指定期間満了日を迎えることから、今回の指定更新の手続きが必要である。

問7 指定更新の手続きの際に、福祉事務所の基準適合認定は必要か？

(答)

- 指定更新に際し、指定更新用様式で申請する場合は、福祉事務所の基準適合認定は不要である。

問8 指定更新申請書の提出に当たって、県への提出期限日は、郵送の場合は消印有効という取扱いか？

(答)

- 提出期限は、郵送の場合、消印有効で取り扱う。しかし、事務処理の都合もあるので、提出期限日より早い時期に提出するよう配慮して欲しい。

問9 指定更新申請書の作成に当たっての留意事項は？

(答)

- 書類が簡便であることから、ファイル綴じは不要である。書類が散逸しないように書類の左肩をホッチキス止めして提出すること。